PCB廃棄物の処理に関するQ&A

〇処理全般について

	質問	回答
1	PCB廃棄物は、どこ	【日本環境安全事業(株)で処理するもの】
	で処分できるのか?ま	①10kg以上のトランス類・コンデンサ類及び廃PCB等、②PCB汚染
	た、いつから処分委託	物等(安定器、10kg未満の小型電気機器、感圧複写紙、ウエス、汚泥
	できるのか?	等)については、日本環境安全事業(株)(以下「JESCO」という。)北
		九州事業所(以下「北九州事業所」という。)において処分することとなっています。
		多量保管事業者(①を30台以上又は②を1.5t以上保管している事業
		者)の方は、JESCOと日程調整の上、搬入してください。
		その他の事業者(少量保管事業者)の方は、鳥取県の重点搬入期間
		(H22 年 3 月、H23 年 8,9 月、H25 年 3 月、H26 年 8,9 月)に搬入してい
		ただくことになっています。
		【微量PCB汚染廃電気機器等】
		微量PCB汚染廃電気機器等については、今後国が認定する無害化処
		理施設において処分される予定です。
2	当社は少量保管事業	10kg以上のトランス類・コンデンサ類及び廃PCB等については、JES
	者だが、いつの重点	COへの登録順に搬入することとなっていますので、JESCOへの登録
	搬入期間に搬入でき	証・登録番号をご準備の上、北九州事業所にお問合せいただき、ご確
	るのか?	認ください。
		PCB汚染物等については、北九州事業所での当面の受入品目は「安
		定器」のみです。JESCOへの搬入荷姿登録を行っていただいた後、具
		体的な搬入可能時期について北九州事業所にご相談ください。
3	処理料金はいくらか?	10kg以上のトランス類・コンデンサ類及び廃PCB等については、重量
		によって料金は変わります。例えば50kgの高圧コンデンサの場合、724
		千円です。(詳しくはJESCOにお問合せください)
		また、PCB汚染物等については、「29, 400円/kg×総重量(容器重
		量を含む)」とされています。
		なお、一定の条件を満たす中小企業者等に対しては、処分料金の7
		0%(早期登録分については最大75%)が軽減される制度がありま
		す。詳しくはJESCOにお問合せください。
		なお、別途運搬費用が必要であり、収集運搬業者と個別に契約してい
		ただく必要があります。
4	JESCOで処分しても	JESCOにPCB廃棄物の処分を委託するには、PCB特別措置法に基
	らうには、どうすれば	づき毎年県に提出していただいている届出とは別に、JESCOへの登
	よいか?	録手続きが必要です。
		10kg以上のトランス等については機器等登録を、PCB汚染物等につ
		いては、搬入荷姿登録又は予備登録を行ってください。

OPCB汚染物等の登録手続きについて

	質問	回答
1	JESCOへの登録(搬	PCB汚染物等の処理に当たっては、PCB特別措置法に基づき毎年県
	入荷姿登録及び予備	に提出していただいている届出とは別に、JESCOへの登録(搬入荷姿
	登録)は必ずしなけれ	登録及び予備登録)が必要です。
	ばいけないのか?	
2	搬入荷姿登録と予備	搬入荷姿登録は、JESCOへ搬入可能な状態のPCB汚染物等につい
	登録はどう違うのか?	て行っていただく登録です。
	両方の登録手続きが	一方、予備登録は、そのままの状態ではすぐにJESCOへ搬入ができ
	必要なのか?	ないPCB汚染物等について行っていただく登録です。
		なお、搬入荷姿登録が可能な場合、予備登録は不要です。
3	どのような場合に搬入	PCB汚染物等が以下の①~③全てに該当する場合は搬入荷姿登録
	荷姿登録ができるの	を行ってください。その他の場合は、予備登録を行ってください。なお、
	か?	詳細はJESCOにご確認ください。
		①PCB汚染物等が当面の受入品目「安定器」である。
		②PCB汚染物等が搬入できる容器に保管されている。
		③JESCOへの搬入時に荷姿を変更する可能性がないもの(その状態
		で同社への処理委託を希望するもの)
4	どのような容器であれ	密閉した金属製のドラム缶又はペール缶で、一定の条件を満たすもの
	ば搬入できるのか?	であれば搬入できます。また、JESCOの指定容器(一定条件を満たす
		ドラム缶)であれば、処分料金の割引が受けられます。
		詳しくは、JESCOに御確認ください。

〇微量PCB汚染廃電気機器等について

	質問	回答
1	微量PCB汚染廃電気	PCBを使用していないとされていたトランス・コンデンサ等やOFケーブ
	機器等とはどういった	ル(絶縁油を用いた地中送電線)の中に、微量のPCBに汚染されたも
	機器か?	のが存在することが確認されています。
		これらは微量 PCB 汚染廃電気機器等と呼ばれ、高濃度の PCB が使用
		されたものと同様、PCB廃棄物に該当します。
2	JESCOで処分できる	微量PCB汚染廃電気機器等は、JESCOでの処理対象になっていま
	のか?	せん。今後、国が認定する無害化処理施設において処分される予定で
		す。